

高知県農業用ハウス防災対策事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正後	現行
<p>第1条 省略</p> <p>(補助目的及び補助対象事業)</p> <p>第2条 県は、県が策定する「園芸産地における事業継続推進計画」(以下「推進計画」という。)に基づき、園芸産地における非常時の対応能力向上に向けた取組を支援するため、園芸産地における事業継続強化対策補助金交付等要綱 <u>(令和3年12月20日付け3農産第1854号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付等要綱」という。)</u> 及び園芸産地における事業継続強化対策実施要領 <u>(令和3年1月29日付け2生産第1828号農林水産省生産局長通知)</u> に基づき実施する事業のうち次に掲げる事業に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。(1)～(3) 省略</p> <p>第3条～第18条 省略</p> <p>附則 この要綱は、平成31年3月20日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、令和2年5月19日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、令和4年4月13日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、令和5年3月22日から施行する。</p> <p><u>附則</u> <u>この要綱は、令和6年3月21日から施行する。</u></p>	<p>第1条 省略</p> <p>(補助目的及び補助対象事業)</p> <p>第2条 県は、県が策定する「園芸産地における事業継続推進計画」(以下「推進計画」という。)に基づき、園芸産地における非常時の対応能力向上に向けた取組を支援するため、園芸産地における事業継続強化対策補助金交付等要綱 <u>(令和4年12月6日付け4農産第3114号農林水産事務次官依命通知。以下、「国交付等要綱」という。)</u> 及び園芸産地における事業継続強化対策実施要領 <u>(令和4年12月6日付け4農産第3377号農林水産省農産局長通知)</u> に基づき実施する事業のうち次に掲げる事業に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>第3条～第18条 省略</p> <p>附則 この要綱は、平成31年3月20日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、令和2年5月19日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、令和4年4月13日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、令和5年3月22日から施行する。</p> <p><u>追加</u></p>

